

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

令和2年5月28日
 学校経営戦略推進課
 学校教育情報化推進課
 義務教育指導課
 高校教育指導課
 豊かな心と身体育成課
 特別支援教育課

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況について、次のとおり報告する。
 (令和2年5月27日時点)

1 県立学校の全面再開について

「学校の新しい生活様式」(令和2年5月22日文部科学省)により、県立学校を下記のとおり全面再開することとした。

(1) 全面再開の時期

- ① 県立中学校及び高等学校…令和2年6月1日(月)
- ② 県立特別支援学校…令和2年6月15日(月)

※特別支援学校については、6月1日(月)から臨時休業を解除して分散登校を行い、6月15日(月)から全面再開する。

(2) 再開に当たっての主な留意事項

- ① 学校再開後の登校日は授業日数に含め、出欠を記録すること。
- ② 「学校の新しい生活様式」を踏まえ、学校における感染症対策を徹底すること。
- ③ 児童生徒等への学習指導においては、いつ感染の第2波が来て、登校できなくなるかわからないことを踏まえ、児童生徒等及び教員が、日頃からICTを活用した学習活動に取り組むこと。
- ④ 児童生徒等の健康の保持や心のケアについて、個々の状況を把握しながら、養護教諭や専門機関等と連携を図りながら取組を進めること。
 また、個別の配慮(不登校・児童虐待等)が必要な児童生徒等への対応として、居場所づくりなど各学校の実情に応じた工夫を行うこと。
- ⑤ 部活動の実施については、当面(6月中)、生徒の体調面等を勘案して、土曜日及び日曜日を休養日とし、1日の活動時間は放課後2時間以内で、可能な限り感染症対策を行い、適切に活動すること。
- ⑥ 学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施に当たっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮すること。

【参考】

学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る広島県教育委員会の基本的な考え方について

(令和2年5月22日)

- 1 学校においては、感染防止の3つの基本、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなどの感染対策を徹底するといった「学校の新しい生活様式」(令和2年5月22日 文部科学省)を導入し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、幼児児童生徒の学習機会を確保する。
- 2 感染者が確認された場合には、衛生主管部局等と連携しつつ、感染者及び濃厚接触者の出席停止などを行う。また、学校内で感染が広がっている可能性がある場合には、専門家の意見を踏まえ、臨時休業について、適切に判断する。
なお、再度感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、地域の感染レベルの状況に応じて適切に対応する。
- 3 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底する。

(3) 市町立学校

全市町で6月1日から再開の予定